

# 2025(令和7)年度 部局マニフェスト

## ～私たちの組織使命と目標～

部局名	健康福祉部
役職	部長
氏名	川北 喜道
連絡先	0595-26-3940



業績目標の標語(指導者評価)  
 目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)  
 目標としていた達成水準に到達した(100%)  
 わずかに目標の達成水準に達しなかった(90%以上100%未満)  
 目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)  
 目標の達成水準までは遠い結果となった(60%未満)  
 目標達成のための取り組みが見られなかった

業績目標	表題	現状や課題	達成水準 (どこまでできれば達成したといえるか)
◎部局目標1 身近なところで安心して医療を受けることができる	関連の施策・基本事業No: — 救急医療 救急医療体制の維持・向上	<p>〈これまでの経緯〉 伊賀地域における二次救急医療は、基幹3病院が輪番制で担当している。</p> <p>〈取り組む目的〉 市民の安心・安全を守るために、二次救急医療体制の確保に取り組む。</p> <p>〈現状分析〉 伊賀地域の二次救急病院は患者受け入れ率が96.1%となっている。</p> <p>〈課題〉 基幹3病院の経営方針等により、現在の輪番制が維持できるのかどうか課題となる。</p>	<p>〈目標数値〉 伊賀地域の二次救急病院の患者受け入れ率: 95%以上(令和6年度96.1%)</p> <p>〈達成された状態〉 高い患者受け入れ率を維持することで、市民が安心して医療を受けられる状態を維持する。</p> <p>〈手段・工程〉 二次救急医療を担う基幹3病院および2市の消防本部との意見交換会を通じて、情報を共有し、連携することで、現在の輪番制を維持継続する。また、基幹3病院の状況について、情報収集に努める。</p>
◎部局目標2 身近なところで安心して医療を受けることができる	関連の施策・基本事業No: — 救急医療 応急診療所の充実	<p>〈これまでの経緯〉 令和5年度に応急診療所の移転を行った。</p> <p>〈取り組む目的〉 市民の安心・安全のために、応急診療所の安定的な運営を維持する。</p> <p>〈現状分析〉 応急診療所の受診者数は減少傾向にある。</p> <p>〈課題〉 医師や看護師の人材不足の影響がある。コロナ禍以降、感染症検査を休止しているが、市民から再開の要望が出ている。</p>	<p>〈目標数値〉 安定的な運営を維持する。(365日の運営を行う)</p> <p>〈達成された状態〉 市民の受診が必要な時に安定して患者を受け入れられている。</p> <p>〈手段・工程〉 応急診療所の安定的な運営、機能充実を図るために医師会や関係機関と連携し、協議する。市民の応急診療所の認知度を上げるため広報を強化する。利用者の利便性向上のため、感染症検査再開の検討を進める。</p>

達成状況 (自己評価)	理由
目標としていた達成水準に到達した(100%)	本年10月に名張市立病院が独立法人化されたが、輪番に関する意見交換会等、定期的に関係機関と情報共有を行い、これまでの通りの輪番体制が維持できている。二次救急の患者受入率は95.1%であり、高い受入率を維持できた。
目標としていた達成水準に到達した(100%)	医師会や看護師と定期的に協議を行い、信頼関係を構築しながら安定的に運営できた。(365日休むことなく運営ができた。)感染症検査は再開には至らなかったが、運営検討委員会で協議を行い、検査キットによる見なし処方の運用ルールを定め、年末年始の流行期に一定の対策をとることができた。

<p>◎部局目標3</p> <p>助け合いや支え合いにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らす</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>共助のしくみづくり</p> <p>第5次地域福祉計画の策定</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>6年度に策定方針を定めるとともに、計画の基礎データとなる市民アンケート調査を実施した。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>社会福祉法に基づく法廷計画で、高齢や障がい、子どもに関する計画の上位計画として位置づけられている。地域の福祉に関するニーズを調査分析し課題を明らかにした上、福祉施策の方向性を示し、共生社会の実現を目指す。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>少子高齢化による人口減少が続いており、地域による支えあいの基盤や、人と人の繋がりの意識が希薄化している。</p> <p>〈課題〉</p> <p>地域基盤の弱体化等により、孤立してしまっている方や困りごとを相談できない方が増えている。想定される大規模災害時に支援が必要な方に対する支援の体制が整っていない。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>第5次地域福祉計画を策定し、議会の議決を得る。</p> <p>〈達成された状態〉</p> <p>地域や関係機関に対し、計画の内容を積極的に情報提供し、理解と協力が得られている。地域の課題解決力が高まり、福祉活動が活性化されている。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>6年度に策定した基本方針に基づき、推進委員会、庁内本部会議を中心に議論を進める。社協と連携して、全地域でタウンミーティングを行い、市民意見を積極的に取り入れる。同時に策定する地域福祉活動計画のとの整合を図る。</p>	<p>目標としていた達成水準に到達した(100%)</p>	<p>計画策定推進委員会等での審議を経て、中間案を取りまとめ、3月議会に最終案を提出し、議会の議決を得た。全39地区のタウンミーティングや関係団体のヒアリングを実施し、これまで以上に市民意見を聴きながら進めることができた。</p>
<p>◎部局目標4</p> <p>助け合いや支え合いにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らす</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>共助のしくみづくり 避難行動要支援者名簿の登録、個別避難計画の策定</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>避難行動要支援者名簿の作成や更新作業に取り組んできた。モデル地区において個別避難計画策定を支援した。また、事業実施における課題を抽出した。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>災害対策基本法により作成が努力義務とされる個別避難計画を用いて、災害時に避難行動が困難となる高齢者や障がい者等の安心を得る。また、地域の防災に対する意識を高める。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>実施における課題を整理するとともに、避難行動要支援者名簿に登録されている方への啓発が必要である。また、地域の避難訓練などにつながりきれていない。</p> <p>〈課題〉</p> <p>・1件の個別避難計画の策定に時間を要し、効率的に推進できない。 ・地域における自主防災の取組みへの活用を推進する取組みが必要となっている。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>・対象者の個別避難計画書を作成するために、ハザードマップ上で優先順位の高いモデル地区を2地区設定する。 ・モデル地区での計画書作成対象者に対し、訪問等による制度説明や作成支援を80%以上を行う。</p> <p>〈達成された状態〉</p> <p>完成した個別避難計画に基づき避難訓練を実施する。課題の洗い出しにより、完成度の高い計画書が作成され、今後の計画書作成が円滑に行われる。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>地域福祉計画に基づいて、関係部署からなるワーキング部会を設置し、個別避難計画策定会議を開催して具体的な取り組みを行う。令和6年度モデル地区の振り返りを実施し、課題を抽出する。令和7年度のモデル地区を選定し、住民自治協議会会長等との協議を経てモデル事業を実施する。</p>	<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>・令和6年度にモデル実施した西柘植地区では振り返りミーティングを実施(R7.2)し、令和7年度モデル実施に向けた課題抽出などを行った。 ・令和7年度は、当初2地区の予定であったが、優先順位の高いモデル3地区(島ヶ原、中瀬、府中)を設定し、昨年度の課題を整理したうえで手引き類を見直し、制度趣旨や防災意識向上に向けた説明会等を行った。 ・受託地域から72件の計画が提出された。転出や施設入所者等を除けば目標以上の進捗となり、制度への関心の高さが窺えた。 ・今後、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携しながら地域での避難訓練など個別避難計画を活用した取組みへの展開につなげていく。 ・次年度からは全市展開すべく、住民自治協議会等を対象とした説明会を開催する。</p>

<p>◎部局目標5</p> <p>助け合いや支え合いにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らす</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>包括的な相談支援</p> <p>地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備</p>	<p>&lt;これまでの経過&gt;</p> <p>関連機関と連携し、高齢者等の生活上の諸課題について相談業務を行っている。また、抽出された地域福祉課題の解決に向けて取り組んでいる。</p> <p>&lt;取り組む目的&gt;</p> <p>個々の相談内容に応じた社会資源の活用や地域福祉課題の施策化への検討を進めることで、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるようにする。</p> <p>&lt;現状分析&gt;</p> <p>生活困窮や虐待への対応、高齢者や障がい者への支援など、一つの世帯で複雑で複合的な生活課題が増加している。また、福祉分野だけでは解決できない課題が深刻化している。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>独居世帯の増加や、一世帯で複数の生活課題を抱えるケースが増えている中で関連機関との連携や支援技術の強化が必要である。</p>	<p>&lt;目標数値&gt;</p> <p>複雑なケースの解決割合80%(令和6年度63.3%)</p> <p>※個別ケース会議事例の内、連携などにより課題解決した割合</p> <p>&lt;達成した状態&gt;</p> <p>市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる。</p> <p>&lt;手段・工程&gt;</p> <p>課題解決のため定期的な個別検討会議や地域ケア会議等を開催する。</p> <p>支援技術を向上させるため定期的な研修会を開催する。</p> <p>地域福祉課題の解決に向けた検討・取組みを継続する。</p>	<p>目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)</p>	<p>・新規虐待事案が多くあがっているため、解決率は73.0%であった。</p> <p>・身寄りがない人への支援や虐待案件などの事案が増加しているため、個人のスキルアップだけではなく組織力向上や関係機関との連携強化で対応を充実させた。</p> <p>・地域福祉課題の解決に向けて、新しい仕組みの構築に努めた。</p>
<p>◎部局目標6</p> <p>助け合いや支え合いにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らす</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>社会とのつながりや参加の支援</p> <p>被保護者及び生活困窮者の住まいの確保に向けた支援の実施</p>	<p>&lt;これまでの経緯&gt;</p> <p>就労支援専門員を配置し、ハローワークとの連携により、要支援者の状況に応じた個別的な支援を継続的に実施している。</p> <p>&lt;取り組む目的&gt;</p> <p>安心した生活を送るには安定した収入が必要である。引き続き就労支援員及びハローワークと連携し、切れ目のない支援を行う。</p> <p>被保護者や生活困窮者が身体的・精神的な健康を維持し、安全で快適な生活を送るためには住まいの確保が急務である。</p> <p>&lt;現状分析&gt;</p> <p>本人が就労を望んでも、高齢や言葉の問題で就労困難なケースが増えている。また、失業などの要因により困窮状態に加えて住居を失う者も多い。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>単身高齢者や緊急連絡先が確保できない方など、住宅確保に配慮が必要な人向けの低家賃の住まいが不足しており、相談者のニーズに対応が出来ない状況である。</p>	<p>&lt;目標数値&gt;</p> <p>住まいの確保に問題がある相談者のうち、住宅を確保できた人の割合:27%以上</p> <p>&lt;達成された状態&gt;</p> <p>住宅確保に配慮が必要な人が住み慣れた地域で、支援者からの必要に応じた見守りのもとで自立した生活を送れる。</p> <p>&lt;手段・工程&gt;</p> <p>行政と居住支援法人、賃貸業者との協議を継続し、住宅確保に配慮が必要な人向けの物件を確保する。</p> <p>住宅確保に配慮が必要な人向けの物件確保のため、住宅課、空き家対策室や賃貸業者と連携し、市営住宅や空き家の利活用を検討する。</p>	<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>実相談件数75件のうち住宅を確保できた件数26件/34.66%(R8.3末時点)</p> <p>今年度から住まい相談員を配置し、住居に困る人への相談窓口となり安定した住まい支援を行うことができた。この結果、住宅を確保できた人の割合は増加した一方で、相談件数も前年度と比較すると増加しており、依然として低廉な物件が少なく需要に対し供給が追いつかない懸念がある。</p> <p>そこで、今年度、県内で初めて行政や不動産事業者、居住支援法人などの関係機関が協働して「伊賀市居住支援協議会」を設立した。今後、協議会を活用し官民連携して、大家、要配慮者の双方への支援の仕組みと資源づくりを進めていくとことで、住宅確保要配慮者向けの物件確保に繋げていく。</p>

<p>◎部局目標7 生涯を通じ、健康に暮らすことができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: — 健康増進 市民の健康づくりの推進</p>	<p>〈これまでの経緯〉 健康寿命の延伸を目指して健康教室等事業を継続している。</p> <p>〈取り組む目的〉 健康寿命を延伸し、介護等が必要な期間を短くし、生涯を通じて健康に暮らす。</p> <p>〈現状分析〉 地域での出前講座や健康相談の機会が減っている。</p> <p>〈課題〉 コロナ後も受診控えがおさまらず、がん検診の受診率が低く、受診結果で要精密検査となった際の受診率も低い状況が続いている。</p>	<p>〈目標数値〉 健康教室(出前講座等)の実施回数:70回(令和6年度:62回)</p> <p>〈達成された状態〉 健康寿命が延伸し、市民の健康の保持や増進ができています。</p> <p>〈手段・工程〉 健康教育の機会を増やすために、出前講座等を実施する。 住民自治協議会に向けて、昨年度実施した健康機器配布事業を活用した健康づくり等様々な情報を発信し、地域全体の意識向上を図る。 HP・行政チャンネル・LINE等さまざまな媒体を活用し、健康情報を発信する。 がん検診のWEB予約を周知し、手軽に予約できる環境を整備する。</p>	<p>目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)</p>	<p>健康教室(出前講座等)の実施回数:54回 目標は未達であったが、今年度は新規事業として、健康機器および検診データを基に作成した健康スコアリングシートを住民自治協議会へ配布し、情報提供と健康意識の向上に取り組んだ。</p>
<p>◎部局目標8 生涯を通じ、健康に暮らすことができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: — 生活習慣病予防及び重症化予防の推進</p>	<p>〈これまでの経緯〉 ライフステージに応じた、生活習慣病予防・重症化予防のため、食育の推進や運動習慣の定着などを含めた健康管理を支援し、保健事業と介護予防との一体的な実施に取り組んできた。</p> <p>〈取り組む目的〉 生活習慣病及び重症化を予防することで、生涯を通じ健康に暮らす。</p> <p>〈現状分析〉 40、50歳代の特定健診の受診率が低く健診結果が得られないことにより、特定保健指導や糖尿病性重症予防事業の対象者の把握が困難である。</p> <p>〈課題〉 40、50歳代の特定健診受診率をあげ、初期の段階で生活習慣病やそのリスク因子を発見し、生活習慣病及び重症化を予防する。</p>	<p>〈目標数値〉 40、50歳代の特定健診受診率:35%(令和6年度法定報告値:27.1%)</p> <p>〈達成された状態〉 継続的に健診を受診することにより、自身の健康状態を把握し、生活習慣病の重症化や合併症を予防しながら健康に暮らすことが出来ている。</p> <p>〈手段・工程〉 40歳前からの継続健診受診に向け、若年者健診の周知広報を実施する。 受診率が低い地域を分析し、40、50歳代への受診勧奨訪問を行うとともに、受診率が低い市街地で実施する集団健診について地区市民センターを通して周知広報を実施する。 DXを活用した保健師、管理栄養士によるオンライン面談を実施する。</p>	<p>目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)</p>	<p>40、50歳代の特定健診受診率:27.5% 若年者に対して特定健診の受診勧奨を実施したことで、昨年度より受診者が増えているが、受診率を向上させるには更なる様々な取り組みが必要である。</p>

<p>◎部局目標9</p> <p>生涯を通じ、健康に暮らすことができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>若い世代から健康づくり 働く世代からの健康づくりの推進</p>	<p>〈これまでの経緯〉 若い世代にも受け入れやすいSNS等の活用や、地域・団体・学校・企業・商業施設・まちの講師(健康づくり登録講師)などとの連携を通して、暮らしの中で健康づくりに取り組みやすい環境づくりを推進してきた。</p> <p>〈取り組む目的〉 働く世代から健康づくりに取り組み、生涯を通じ健康に暮らす。</p> <p>〈現状分析〉 自分自身の健康目標を設定し、取り組む健康マイレージ事業の認知度は上がっているが、がん検診等各種保健事業の認知度が依然としてまだまだ低い。</p> <p>〈課題〉 がん検診等の各種保健事業の認知度が依然としてまだまだ低く、より効果的な情報発信方法を検討する必要がある。</p>	<p>〈目標数値〉 健康づくり事業協力機関数:270機関 (令和6年度末時点:262機関)</p> <p>〈達成された状態〉 市民が自分の心身の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組んでいる。</p> <p>〈手段・工程〉 LINE公式アカウントを有効活用し、健康マイレージを周知する。登録者が必要とする情報を配信するセグメント配信を活用する。 公民連携手法も含め、より効果的な発信手法や事業連携内容を検討する。 行政チャンネルやSNSを活用し、定期的に健康増進情報を提供する。</p>	<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>健康づくり事業協力機関数:278機関 協力機関数が増加することで、LINEお友だち数にも良い影響があり、情報発信力が増した。引き続き、様々な発信方法で市民に自分自身の健康に関心を持ち健康づくりに取り組んでもらえるよう情報発信を続ける。</p>
<p>◎部局目標10</p> <p>高齢者が、生きがいを 感じながら安心して暮らすことができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>保健事業と介護予防の一体的実施 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p>	<p>〈これまでの経緯〉 令和3年度に、三重県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて事業を開始している。健診・医療・介護の各種データを活用して地域の課題分析、対象者を把握し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを実施している。</p> <p>〈取り組む目的〉 健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指す。</p> <p>〈現状分析〉 健康寿命は県平均と同程度であるが、介護保険認定率が高い状況である。また、高血圧症及び脳梗塞の罹患率も県平均より高い。</p> <p>〈課題〉 フレイルのメカニズムをよく理解し予防に努めることが重要である。また、伊賀市に特徴的な健康課題に効率的にアプローチする必要がある。</p>	<p>〈目標数値〉 健康に課題のある高齢者の健診結果等改善率:70%(令和6年度:82.7%) ※毎年対象者・対象地域が変わることにより、改善率が上下するため、前年実績によらない目標率を設定。</p> <p>〈達成された状態〉 健康で自立した高齢者が増加している。(要介護認定率が減少している)</p> <p>〈手段・工程〉 口腔機能低下予防事業の実施を継続する。 高血圧症や糖尿病の治療中断者や、未治療者への対策を強化し、保健指導を実施する。 フレイルが疑われる方へのアプローチの効率化を図るため電力利用料を基に訪問対象者を推測する「Eフレイルナビ」を今年度導入する。</p>	<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>健康に課題のある後期高齢者82人に対して保健指導を実施し、69人に改善が見られた。(改善率84.1%)</p>

<p>◎部局目標11</p> <p>高齢者が、生きがいを感じながら安心して暮らすことができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>高齢者が、生きがいを感じながら安心して暮らすことができる</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>令和元年6月策定の認知症施策推進大綱では、認知症の本人視点での取組推進が盛り込まれた。令和6年1月には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行された。これらにより、認知症に対する正しい知識の普及啓発を目指して、認知症サポーター養成講座や講演会、啓発事業等を行っている。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>「予防」と「共生」を重視した、自分らしく暮らすことができる社会の実現</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>認知症の人に対する誤解や偏見があり、また、認知症の人への適切な対応を知らない人が多いため、認知症になっても自分の状況を隠そうとする人が多い。</p> <p>〈課題〉</p> <p>高齢化社会の進展に伴い、今後も認知症になる人が増加する。そのため、認知症や認知症の人に関する正しい知識の普及がますます重要になる。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>認知症サポーター養成講座受講者数:500人(令和6年度480人)</p> <p>〈達成された状態〉</p> <p>認知症の正しい知識を学んだサポーターが増加し、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組み(チームオレンジ活動)が地域内で出来ている。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>認知症サポーター養成講座の開催やサポーターを対象としたステップアップ研修を実施する。地域での既存の取り組みへの啓発や仕組みづくりに向けた働きかけを行う。</p>	<p>目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)</p>	<p>・認知症サポーター養成講座受講者数360人。開催数は18回であり、例年と同等数であったが、少人数の団体等への講座開催が多く、受講者数は目標には届かなかった。</p> <p>・認知症サポーターが中心となってチームオレンジ活動を行っている(1箇所)。</p>
<p>◎部局目標12</p> <p>高齢者が生きがいを感じながら安心して暮らすことができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>地域自立生活支援 配食サービスや緊急通報システムの利用促進</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>高齢者の見守り支援として緊急通報システム及び食の自立支援として安否確認を兼ねた配食サービスの利用促進を図っている。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>緊急時の対応が困難な概ね65歳以上の単身高齢者等の在宅生活の安全確保と不安解消を図る。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>令和6年度時点の独居老人世帯は約7,900世帯。緊急通報システム、配食サービスともに一人暮らしで身寄りがない高齢者の在宅生活の安全確保や離れて暮らす家族の不安解消に繋がる制度であり、必要な人への更なる周知が必要。</p> <p>〈課題〉</p> <p>緊急通報システムの利用には緊急時に駆けつける協力員が必要であるが、老夫婦のみ、また親も子も後期高齢者等の世帯が増加しており、支援者の協力を得ることが難しくなっている。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>緊急通報システム制度が必要な人に認知され利用に繋がるよう事業内容を改善し、更なる利用の促進を図る。</p> <p>緊急通報システムの利用者数:200人(令和6年度194人)</p> <p>〈達成された状況〉</p> <p>見守りが必要な高齢者の安全確保や不安解消が図られ、可能な限り在宅で安心して生活し続けることができている。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>前年度に実施した高齢者福祉サービスの実態調査の結果を分析し、必要な人に制度が認知され、利用に繋がっているかを検証する。</p> <p>有効な周知・啓発方法を探り、包括連携協定先の民間企業、民生委員、対象者の家族などへの周知・協力依頼や地区に出向いての出前講座を積極的に実施するなど、更なる制度への理解を得て利用促進を図る。</p>	<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>前年度末に実施した高齢者福祉サービス実態調査の結果を踏まえ、対象者や家族だけでなく支援者の認知度の向上を重点におき、包括連携協定先の民間企業、居宅介護事業所や関係機関、地域の民生委員や自治協等にチラシ配布等による情報提供を行うとともに、新たにSNS等を活用した周知・啓発の手法も取り入れ、利用の促進を図った。</p> <p>新たな利用者が増える反面、利用者の死亡や施設入所等による利用終了の事案もあり、全体としての利用者数は毎月一定の範囲で推移している状況であったが、少しずつ増加傾向が見られ年度末の利用見込人数は当初の数値目標を大幅に超える211人となった。</p> <p>今後も必要とするすべての人が確実にサービスの利用へと繋がるよう、周知・啓発の手法を一層工夫する。</p> <p>※緊急通報システムの利用者数:令和7年度3月末211人</p>

<p>◎部局目標13</p> <p>高齢者が生きがいを 感じながら安心して暮 らすことができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>介護保険サービス 介護保険 サービス提供体制の充実</p>	<p>〈これまでの経緯〉</p> <p>介護サービスを利用する際の窓口であるケアマネ ジャーはケアプランを作成し、適切な介護サービス の提供や調整を担うが、介護認定を必要とする人が 増加している。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>住み慣れた地域で可能な限り生活し続けることが できるよう、必要な時に必要なサービスを利用できる 体制を整える。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>ケアマネジャーの高齢化と人員減少により、ケアマ ネジャーが不足し、将来的に介護サービスの提供に 制約が生じる事態が予測される。</p> <p>〈課題〉</p> <p>介護業界では人材不足が顕著な問題となっている 。このため、安定した介護サービスを提供するため には介護人材の確保・定着・育成が求められている 。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>ケアマネジャーの人材確保や定着、育成のた め、来年度に向けて新たな制度を整備する。</p> <p>〈達成された状況〉</p> <p>ケアマネジャー業務をする場合に、他市ではま だ確立されていない支援が受けられるとして、他 市からの資格保有者の流入による人員増や、必 要な時にスムーズに介護サービスを利用すること ができる。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>他市町村が実施している助成制度で参考となる 情報を収集するとともに、関係機関や介護支援事 業所等の意見・ニーズを聴き取りながら、地元へ の介護人材の確保・定着のために必要なインセ ンティブのある制度の整備を進める。 あわせて、市内高校生を対象とした「介護人材確 保育成事業」を前年度よりも拡大して実施し将来 の介護人材を育成する。</p>	<p>目標としてい た達成水準 に到達した (100%)</p>	<p>ケアマネジャーの地元への人材確保と定着を図るため、県や他市 町村の制度、介護支援事業所等のニーズなど必要な情報を収集 するとともに、庁内関係部署とも協議を図りながら市独自の新たな 支援制度を設計し、予算化することができた。 また、介護人材の確保及び将来の介護人材の育成を図るため、 「介護人材確保育成事業」として、集客イベント等での啓発活動や 市内の高校での出前授業及び出展等による育成活動を実施し、 就職予定者4人、介護事業所マッチング2人の実績をあげた。 さらに11月からはInstagramを開設し、週1回のペースで介護 人材確保に向けた啓発動画等を投稿し介護の仕事の魅力を発信 した。</p>
<p>◎部局目標14</p> <p>障がい者が、自分らし く安心して暮らすこと ができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>〈これまでの経過〉</p> <p>サービス利用や生活上の困りごと等について、障 がい者や家族などからの相談を行っている。また、 市直営による基幹型の障がい者相談支援センター を設置し、専門職による関係機関への支援を行っ ている。</p> <p>〈取り組む目的〉</p> <p>障がい者や家族などからの相談に応じ、住み慣れ た地域で自立した生活を続けられる支援を行うた め、障がい福祉分野の総合相談窓口として生活に 関する困りごと等について相談支援を行う。</p> <p>〈現状分析〉</p> <p>一世帯で生活困窮や虐待、高齢等に起因する複 合的ケースが増加傾向にある。</p> <p>〈課題〉</p> <p>基幹型センターでは特定相談支援事業所をはじめ とした関係機関への助言指導を行うことから、高度 かつ専門的な支援を提供するための人材の確保が 必要である。</p>	<p>〈目標数値〉</p> <p>特定相談支援事業所から専門的な助言指導を求 められた際における基幹センターとして助言した 件数:330件(令和6年度:328件)</p> <p>〈達成した状態〉</p> <p>市として一般的な相談を展開しつつも、特定相談 支援事業所を中心とした相談支援体制がこれま で以上に確立している。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <p>市と特定相談支援事業所の役割分担を明確に するとともに、事業所への助言を積極的に行う。</p>	<p>目標としてい た達成水準 に到達した (100%)</p>	<p>特定相談支援事業所から専門的な助言指導を求められた際にお ける基幹センターとして助言した件数:524件 特定相談支援事業所に対する市の基幹相談機能(助言指導)が 数値上だけでなく内容としても機能してきている。特に、特定相談 支援事業所が支援困難と判断したケースに対する助言指導を行う ことで専門性を発揮している。</p>

<p>◎部局目標15</p> <p>障がい者が、自分らしく暮らすことができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No. —</p> <p>障がい者(児)が必要とするサービスの充足</p>	<p>〈これまでの経緯〉 障がい者(児)の多様なニーズに伴い、福祉に関する制度も多種多様である。</p> <p>〈取り組む目的〉 障がい者等の生活を地域全体で支えるためにサービス提供体制を整備する。</p> <p>〈現状分析〉 重度化、高齢化や「親なき後」に備え、地域で生活している障がい者やその家族が安心して暮らすため必要とする障害福祉サービスの充足が必要である。</p> <p>〈課題〉 障害福祉サービスを提供する支援体制の充実を図るためには、人材確保・育成が必要とされている。</p>	<p>〈目標数値〉 障害福祉サービス及び障害児通所支援の延べ利用件数: 18,500件以上</p> <p>〈達成された状態〉 障がい者等が地域で安心して生活できる。</p> <p>〈手段・工程〉 障害福祉サービスの人材確保・育成を図るため、ガイドヘルプ(移動支援)養成研修実施事業者を指定し人材育成に取り組みます。</p>
<p>◎部局目標16</p> <p>子どもを安心して産み、育てることができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No. —</p> <p>(仮称)子ども・若者参加条例の制定</p>	<p>〈これまでの経緯〉 令和7～11年度を計画期間とした「伊賀市子ども計画」を策定した。</p> <p>〈取り組む目的〉 計画の基本方針に位置付けた「子どもの人権、権利の尊重」「子どもの参加機会の確保」のための手段のひとつとして、子ども・若者の参加条例の制定する。</p> <p>〈現状分析〉 大人・子どもともに子どもが権利の主体であるという理解が進んでおらず、それが故に子どもがまちづくりに参画するための取り組みが進んでいない。</p> <p>〈課題〉 2023年4月1日、「子ども基本法」が施行され、同年12月には「子ども大綱」が策定された。いずれも子どもの権利が尊重されるとともに、特に子どもの意見を表明する機会が確保され、子どもの意見が尊重されることが、法や大綱に位置付けられた。まずは、子どもも大人も子どもが権利の主体であるという理解を進めるとともに、条例整備と合わせた参画のためのしくみづくりを整えていく必要がある。</p>	<p>〈目標数値〉 出前講座やワークショップ等で、実施前後の参加者の理解度が80%以上</p> <p>〈達成された状態〉 子どもの権利に関する理解度が、大人も子どもも高まっている。</p> <p>〈手段・工程〉 他自治体の状況や有識者の意見を踏まえながら伊賀市子ども未来応援会議に専門部会を設置する。また、庁内関係部局とともに、子どもや大人が子どもの権利を理解するため、ワークショップの開催や出前講座等を行う。講座等の開催の際には、実施前後の権利に関する理解度を調査する。</p>

<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>実績 26,636件</p> <p>今年度、ガイドヘルプ(移動支援)養成研修については、1事業者を指定登録した。1月から研修を開始するため、今後の人材確保に繋がると考えます。</p> <p>また、障がい福祉を担う人材を確保・育成するとともに、障害福祉サービスを提供する体制の充実を図ることを目的とし、市内の対象事業所等に新たに就労する者に対し、令和8年度より就労支援金を交付する制度を構築しました。</p>
<p>目標としていた達成水準に到達した(100%)</p>	<p>(評価値)86.2%(163/189人)</p> <p>(達成状況)大人100%(142/142人)</p> <p>子ども44.7%(21/47人)</p> <p>子どもの権利に関するアドバイザーの選任及び庁内体制を整備するとともに、タウンミーティング、出前講座、市役所見学児童へのアンケート調査等を実施し周知に努めた。また、子ども家庭庁の「子どもまんなか応援サポーター」に賛同し、公式マークの利用許可をとり、バッジ作成やインスタ等情報発信に努めた。</p>

<p>◎部局目標17</p> <p>子どもを安心して産み、育てることができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>子育て支援 孤立させない子育ての強化</p>	<p>〈これまでの経緯〉 プレイルームを開放し子育て親子の交流を促している。</p> <p>〈取り組む目的〉 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。</p> <p>〈現状分析〉 子育てに対する不安感、負担感を持つ保護者が少なくない。</p> <p>〈課題〉 子育てに関する相談、援助の機会を提供することが必要。</p>	<p>〈目標数値〉 子育て支援センターの利用者:12,000人</p> <p>〈達成された状態〉 子育てに対する不安がある保護者が、市内の子育て支援センターを利用することで必要な支援に繋がる。</p> <p>〈手段・工程〉 親子で参加できる教室や講座を開催し、子育て支援センターの利用に繋げる。 スマートフォンで教室の申し込みができるようになったこと等、LINEを含めたSNSを活し周知に努める。</p>
<p>◎部局目標18</p> <p>子どもを安心して産み育てることができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No: —</p> <p>子育て相談 相談支援体制の強化</p>	<p>〈これまでの経緯〉 改正児童福祉法が示す、妊産婦や18歳までの児童及び子育て家庭へ切れ目なく支援できることも家庭センター機能を整備した。</p> <p>〈取り組む目的〉 母子保健・児童福祉・発達支援分野の専門職が互いに連携をとりながら適切かつ迅速に支援を行う。</p> <p>〈現状分析〉 各分野において、個別ケース情報を別々に管理する中で、連携しながら支援対応している。</p> <p>〈課題〉 複合的事案が増加する中、個別情報や支援方針を一元管理する中で、各専門職により一体的に支援する必要がある。</p>	<p>〈目標数値〉 3歳児健診で実施するアンケートで、育てにくさを感じると答えた親のうち何らかの解決方法を知っていると答えた親の割合:85%(令和6年度:77.2%)</p> <p>〈達成された状態〉 不安や悩みを抱える児童や子育て家庭が、孤立することなく相談でき、安心して子育てができる。</p> <p>〈手段・工程〉 共通の「ケース管理シート」により個別ケース情報を進行管理する。 支援が必要な妊婦や要保護児童等への「サポートプラン(支援計画)」を作成し、面談にて対象者に説明を行い、支援をする。 随時、緊急受理会議等を実施し迅速に支援対応する。 関係機関にこどもの育ち支援課を周知し、連携体制強化を図る。</p>

<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>子育て支援センターの利用者:27,484人(3月末時点) ハイトピアの子育て包括支援センターの土曜開所日を増やしたことにより利用が増えたと思われる。 子育て支援センター・遊び場の情報など手軽に見ていただけるよう、伊賀市公式LINEへ登録を呼び掛けており、1,864人(3月末時点)の登録がある。今後もLINEを効果的に活用していきたい。</p>
<p>わずかに目標の達成水準に達しなかった(90%以上100%未満)</p>	<p>育てにくさを感じる親のうち解決方法を知っていると答えた親の割合は、80.3%(R.8年3月末現在)で、昨年度よりも3%程度上昇させることができた。</p>

<p>◎部局目標19</p> <p>子どもを安心して産み、育てることができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No. —</p> <p>少子化対策 不妊治療等助成事業の継続</p>	<p>(これまでの経緯)</p> <p>不妊治療費負担が大きい中、令和4年度から特別不妊治療助成制度が廃止され、保険適用となった。引き続き保険適用外となっている治療費も含め、申請者にとっては経済的負担が継続されることを受け、令和5年度から、治療費に対する定額助成を開始した。</p> <p>(取り組む目的)</p> <p>不妊治療費助成による負担軽減を図ることで、不妊治療受診に繋げる。</p> <p>(現状分析)</p> <p>不妊治療により妊娠成立する夫婦が増加している。</p> <p>(課題)</p> <p>助成事業継続はもちろん、不妊治療助成周知を強化する必要がある。</p>	<p>(目標数値)</p> <p>不妊治療助成申請者数:230人(令和6年度:222人)</p> <p>(達成された状態)</p> <p>助成事業を利用したことで、妊娠・出産につながり出生数が増加する。</p> <p>(手段・工程)</p> <p>助成制度について、医療機関でのチラシの配布、SNS、広報誌、ホームページ等により周知を強化する。</p>	<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>不妊治療助成申請者数:223人(R.8年3月末現在)</p>
<p>◎部局目標20</p> <p>子どもを安心して産み、育てることができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No. —</p> <p>保育所民営化計画の見直しと、誰もが幼児教育・保育を受ける体制づくり</p>	<p>(これまでの経緯)</p> <p>3歳未満児の保育ニーズの高まりに対し、対応する保育士が不足するため私的待機児童が発生している。出生数が減少しているなか、適正な規模による幼児教育・保育が難しくなっている保育所などがある。現在の公立保育所は公設公営を基本として、こどもの育ちと地域における保育所のあり方を検討する必要がある。令和8年度からの「誰でも通園制度」に対応する必要がある。</p> <p>(取り組む目的)</p> <p>3歳未満児の受入れ人数を増やすため、保育士を確保する。人口動態、保育ニーズに合った施設の統合、人員配置を再検証する。国の制度に基づいた新たな保育体制を確保する。</p> <p>(現状分析)</p> <p>保育士確保に向け、私立保育園への新規就労者に対する奨励金制度を設けた。私的待機児童が多い地域と利用者が減少している地域が隣接している。一時保育のニーズが高い地域は限定されている。</p> <p>(課題)</p> <p>採用後の人材育成と定着するための取組支援。再編を進めるため、伊賀市保育所(園)民営化計画の見直しが必要。誰でも通園の基準に合う施設、人員の確保。</p>	<p>(目標数値)</p> <p>0～2歳の保育所申込数に対する入所率 83.11%</p> <p>(達成された状態)</p> <p>保育士の採用人数が増え、令和8年度の3歳未満児受入人数が増える。伊賀市保育所(園)民営化計画の見直しにより、保育所の再編等協議を始める。地域型保育事業が推進され、令和8年度の3歳未満児受入人数が増える。令和8年度より誰でも通園制度の運用が開始される。</p> <p>(手段・工程)</p> <p>保育士養成校等に対し、奨励金制度のPRを行う。民営化計画の見直しを行うと同時に再編にかかる協議を進める。地域型保育事業の公募・認可を行う。誰でも通園について、国の基準に基づく制度整備や人員配置を行う。</p>	<p>目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)</p>	<p>0～2歳の保育所申込数に対する入所率 95.01%(2026.3.30時点) ※2025年10月申込申請 381件→(保留)19件・(内定)362件</p> <p>保育士の就労助成制度により保育士確保が進んでいる。私立保育所の統合により、待機児童が多い校区の保育所に保育士の配置ができた。今年度中に地域型保育事業の導入はできなかったが、民間事業者の意向調査等の公募に向けた準備ができた。令和8年4月の誰でも通園制度開始に向け、例規整備、実施箇所などが予定どおり準備ができた。</p>

<p>◎部局目標21 子どもを安心して産み、育てることができる</p>	<p>関連の施策・基本事業No. — 小規模園の活性化、自然保育の推進</p>	<p>(これまでの経緯) 少子化や人口の偏在により、入所児童が20名前後の小規模園の活性化が課題となっている。伊賀市保育計画において「緑、水、土の豊かな出会いを」「健康で生き生きとしたからだ育て」を保育目標に掲げ、はだし保育や自然と触れ合う保育を推進してきた。</p> <p>(取り組む目的) 保育士や保護者だけでなく地域との連携により小規模園を活性化させ、入所児童を増やし、地域の活性化につなげる。 現在取り組んでいる自然保育を検証し、森林保育などの導入により、幼児教育・保育の充実に努める。</p> <p>(現状分析) 小規模園の活性化に対する地域の機運は高まっている はだし保育や菜園活動、園庭整備など園内での自然保育はできている。</p> <p>(課題) 入所児童が少ないことから、活動が限定的になる。 発信ができていない。 園周辺での活動が中心となり、里山や河川などの自然体験が少ない。</p>	<p>(目標数値) 令和8年度の小規模園(島ヶ原、ともだ、たまたき保育所)の入所希望者数 65人</p> <p>(達成された状態) 保育所をフィールドとして地域と連携した取り組みが発信され、入所希望者が増える。 保育士、保護者、地域が自然保育、森林保育を理解し、実践している。</p> <p>(手段・工程) 保育所、地域等による連携協議会を立ち上げ、周辺の環境整備や体験を実施し、PRを行う。 保育士や地域の自然保育に対する理解を深め、実践していくため森林保育アドバイザー派遣及び未就園児童を対象とした野外体験を実施する。</p>	<p>わずかに目標の達成水準に達しなかった(90%以上100%未満)</p>	<p>令和8年度の小規模園(島ヶ原、ともだ、たまたき保育所)の入所希望者数 63人(2026.3.30時点) ※内訳(新規)10名(継続)53名</p> <p>自然保育、屋外活動を中心とした公立保育所(園)の取り組みをSNSで発信し、未就園の保護者にPRできた。 三重の森林教育アドバイザーの派遣を受け、小規模園における自然保育について保育士が実践を通じて学ぶことが出来た。</p>
---	---	--	---	--	---